

○ 秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例

昭和五十年三月十二日

秋田県条例第十四号

改正 昭和五一年一〇月一日条例第四六号

昭和五三年七月一日条例第二七号

昭和五五年七月一六日条例第三一号

昭和五七年七月一日条例第四一号

昭和六〇年三月一五日条例第二号

平成六年三月三一日条例第二三号

平成一二年一二月二六日条例第一四七号

平成一四年一〇月八日条例第六七号

平成一六年三月二六日条例第三八号

平成一七年三月一八日条例第一八号

平成一九年九月二八日条例第八〇号

平成二五年六月二八日条例第五二号

〔秋田県高等学校定時制課程修学資金貸与条例〕をここに公布する。

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例

(昭五一条例四六・改称)

(目的)

第一条 この条例は、高等学校の定時制課程又は通信制課程(以下「定時制課程又は通信制課程」という。)に在学する勤労青少年に対して修学資金を貸与することにより、定時制課程及び通信制課程の修学を促進し、もつて教育の機会均等を図ることを目的とする。

(昭五一条例四六・平六条例二三・一部改正)

(高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与)

第二条 知事は、次の各号のいずれにも該当する者の申請により、その者に高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

- 一 県内の定時制課程又は通信制課程に在学する者又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十四条第三項の規定による文部科学大臣への届出に係る同法第四条の監督庁の認可を受けた高等学校の通信制課程に在学する者で県内に住所を有するもの

- 二 経済的理由により著しく修学が困難な者でその者の所得又はその者を扶養している者の所得が規則で定める金額以下のもの
- 三 経常的収入を得る職業に就いている者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第三項に定める失業の状態にある者を含む。）
- 四 公益財団法人秋田県育英会の高等学校等奨学金の貸与を受けていない者
- 五 定時制課程（学年による教育課程の区分を設けない定時制課程に限る。）及び通信制課程に在学する者にあつては、その者が在学する高等学校（以下「在学学校」という。）において定められた卒業までに修得させる各教科に属する科目及びその単位数並びに特別活動及びそれらの授業時数を四年以内で履修する学習計画を有すると認められる者で年間十八単位以上の単位数を履修しているもの又は在学学校において定められた履修方法に従い履修している者
（昭五一条例四六・昭五三条例二七・昭六〇条例二・平六条例二三・平一二条例一四七・平一四条例六七・平一六条例三八・平一九条例八〇・平二五条例五二・一部改正）

（修学資金の額等）

第三条 修学資金の額は、規則で定める。

- 2 修学資金の貸与期間は、四年以内とする。
- 3 修学資金の貸与は、無利息とする。

（昭五一条例四六・昭五三条例二七・昭五五条例三一・一部改正）

（貸与契約）

第四条 知事は、第二条の規定により修学資金を貸与する旨の契約を結ぶ場合には、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。

- 一 修学資金の貸与の額及び期間その他貸与の方法に関する事項
- 二 契約の解除及び貸与の休止等に関する事項
- 三 修学資金の返還及び返還の猶予に関する事項
- 四 その他修学資金の貸与に関し知事が必要と認める事項

- 2 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

（平一七条例一八・一部改正）

（返還の免除）

第五条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が定時制課程又は通信制課程を卒業したときその他これと同等の事由があるものとして規則で定める場合に該当するときは、修学資金の返還を免除するものとする。

2 知事は、修学資金の貸与を受けた者が死亡、心身障害その他やむを得ない事由により修学資金を返還することができなくなつたと認めた場合は、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(昭五一条例四六・昭五七条例四一・一部改正)

(延滞利息)

第六条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十・九五パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞利息を支払わなければならない。

(規則への委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。
- 2 第二条の規定にかかわらず、昭和五十一年度までの間において知事が修学資金を貸与する旨の契約を結ぶことができる者は、昭和四十九年度にあつては第一学年に在学する者とし、昭和五十年年度にあつては第二学年以下の学年に在学する者とし、昭和五十一年度にあつては第三学年以下の学年に在学する者とする。

附 則 (昭和五一年条例第四六号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例 (以下「改正後の条例」という。) の規定は、昭和五十一年四月一日 (以下「適用日」という。) から適用する。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、適用日以後に県内の高等学校の定時制課程又は通信制課程の第一学年に入学し、転学し、又は転籍した者に係る修学資金から適用する。

(経過措置)

- 4 適用日の前日において現に県内の高等学校の定時制課程に在学していた者並びに適用日以後にこれと同一の学年に転学し、転籍し、又は編入学した者及び転学し、転籍し、又は編入学する者については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三三年条例第二七号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の規定は、昭和三十五年四月一日から適用する。

附 則 (昭和三五年条例第三一号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の規定は、昭和三十五年四月一日から適用する。

附 則 (昭和三七年条例第四一号)

この条例は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和三〇年条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年条例第二三号)

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年条例第一四七号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一四年条例第六七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年条例第三八号)

改正 平成二五年六月二八日条例第五二号

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 平成十六年度以前に高等学校の定時制課程又は通信制課程に入学した者に対するこの条例による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例第二条の規定の適用については、同条第四号中「公益財団法人秋田県育英会」とあるのは、「独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)附則第十四条第一項の規定による第一種学資金の貸与又は公益財団法人秋田県育英会」とする。

(平二五条例五二・一部改正)

附 則 (平成一七年条例第一八号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年条例第八〇号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

（施行の日 = 平成一九年一月二六日）

附 則（平成二五年条例第五二号）

この条例は、公布の日から施行する。